

# 「白山市監査委員事務局障害者活躍推進計画」

令和7年3月

白山市監査委員事務局

## 白山市監査委員事務局障害者活躍推進計画

### はじめに

監査委員事務局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号。以下「改正法」という。）に基づく障害者活躍推進計画作成指針に即して、このたび、「白山監査委員事務局障害者活躍推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画に記載した取組を進めることで、障害者である職員の活躍の場を広げ、障害者一人ひとりがその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる職場づくりをし、よりよい市民サービスが提供できるよう努めてまいります。

令和7年3月

白 山 市 代 表 監 査 委 員

1 機関名 白山市監査委員事務局

2 任命権者 白山市代表監査委員

3 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

4 本市における障害者雇用に関する課題

白山市監査委員事務局においては、職員総数が10人未満の小規模な機関であり、これまで採用から配置・育成、登用に至るまで、市長部局と一体的になされてきたことから、障害者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備は特段行っていなかった。

5 目標

(1) 採用に関する目標

障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

6 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

組織面

(ア) 障害者雇用推進者として監査委員事務局長（※人事担当責任者）を選任する。

(イ) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、石川労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(ウ) 役割分担等については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者が職員となった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

(ア) 職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。

(イ) 障害者が職員となった場合には、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

(ウ) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負

担にならない範囲で適切に実施する。

イ 働き方

障害者が職員となった場合には、時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

(4) その他

障害者が職員となった場合には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。